

(2) 情報交換、意見交換等

意見交換会の実施例(平成17年度「NPOと県との協働のための意見交換会」の例)

「NPOと県との協働のための意見交換会」の趣旨について

NPO活動推進課では、平成16年度から実施している県における協働のモデル事業、NPO協働提案推進事業について、次年度における「テーマ提案」部門に登載を希望する「テーマ」を県の各課室所から募ることとしている。

出された「テーマ」については「テーマ」を出した各課所室の担当者と「テーマ」に関連の深いNPO、埼玉県NPO懇話会委員(アドバイザーとして参加)との間でその「テーマ」がNPOと県が協働して実施する事業にふさわしいものかどうかの意見交換を実施することとしている。

意見交換会の開催概要

- ・開催日
平成18年2月14日(火)
- ・会場
さいたま商工会議所会館会議室
- ・参加者
NPO、NPO活動に関心のある県民：54人
県職員：43人
埼玉県NPO懇話会委員(アドバイザー)：8人

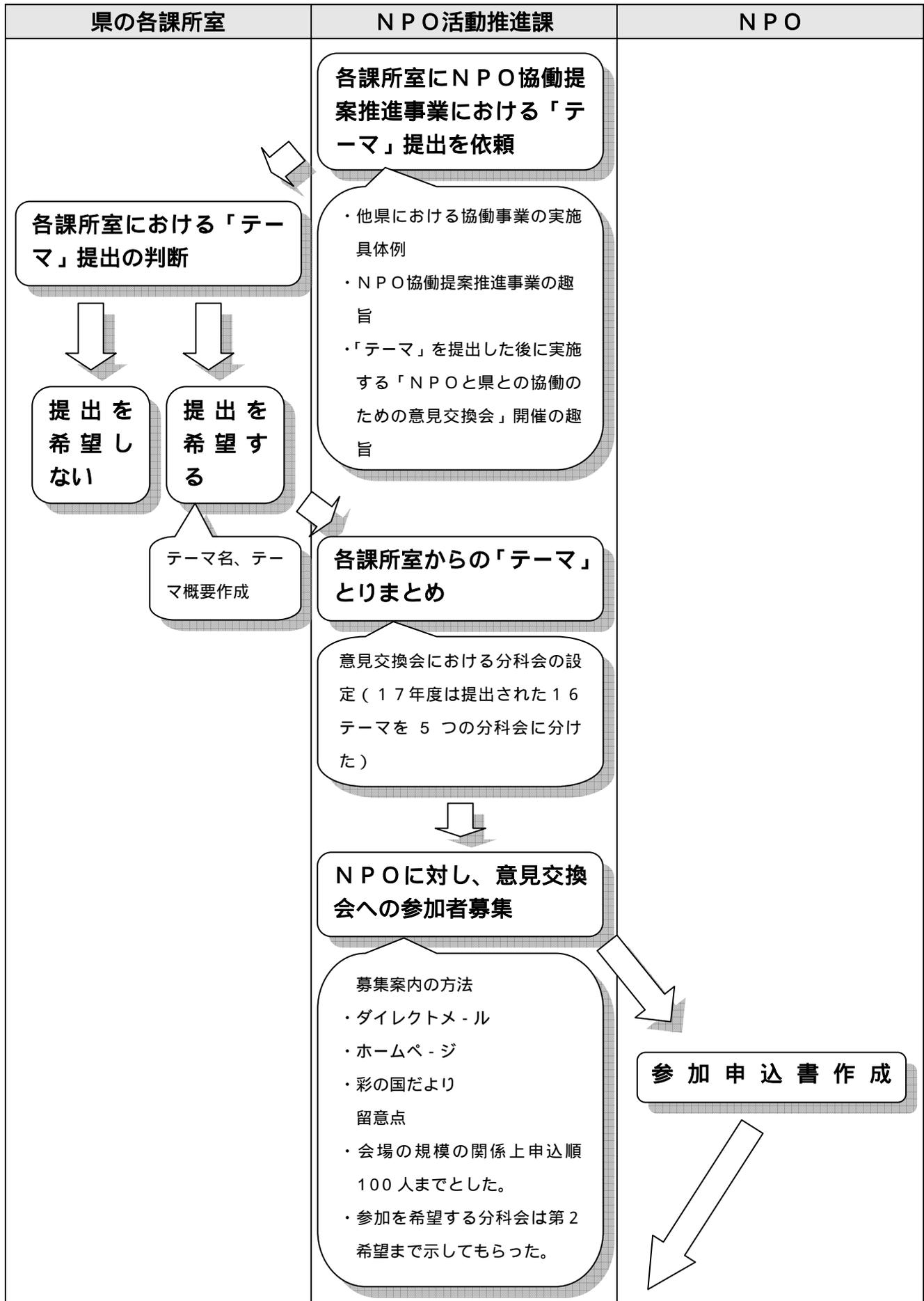
意見交換会の内容

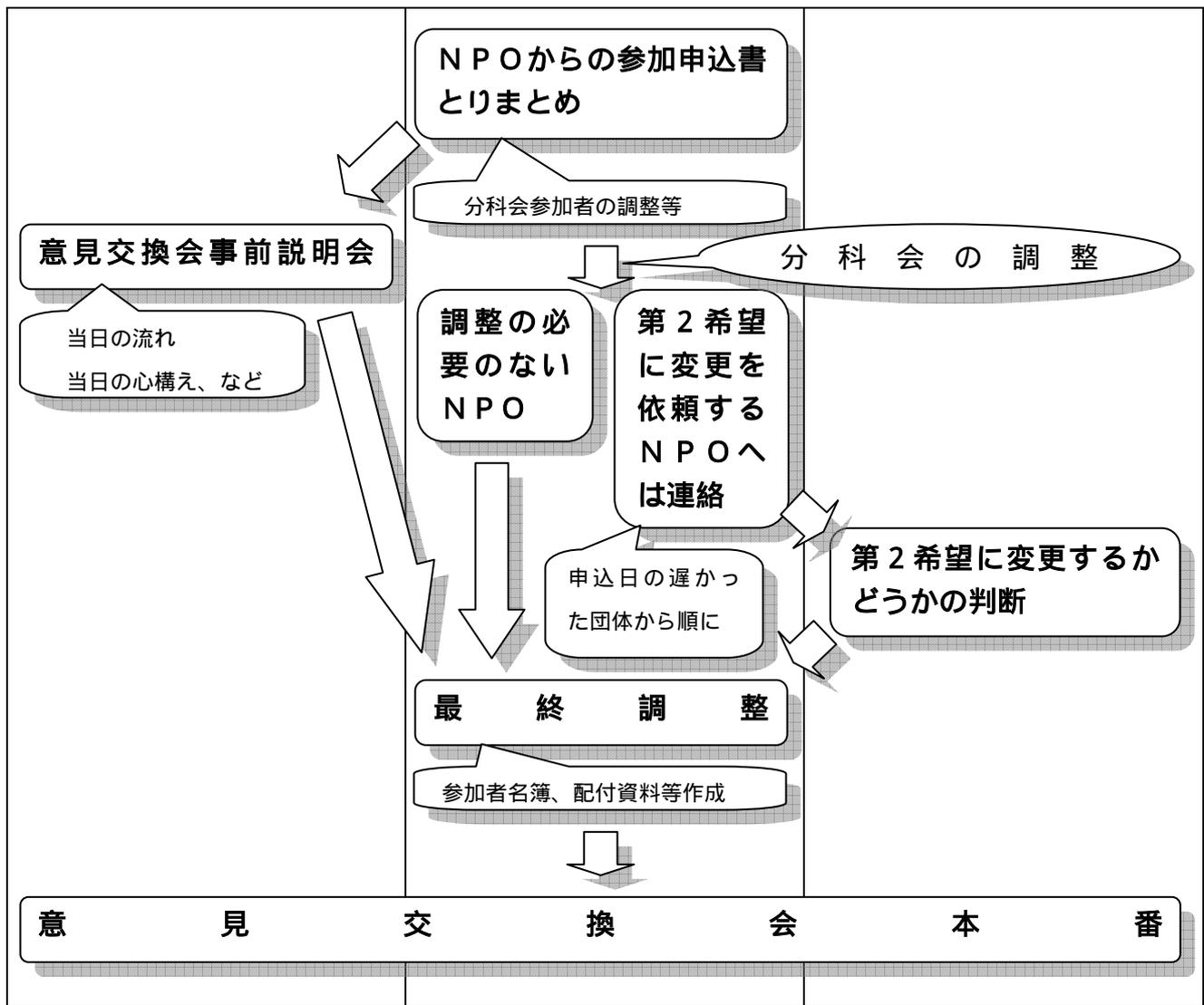
- ・全体会(20分)
NPO協働提案推進事業の概要説明
- ・分科会(120分)(17年度は出された16テーマを3~4テーマずつに分け、それらを1くりにし、1つの分科会を作った。)
 - *第1分科会 「まちづくり」
 - *第2分科会 「青少年・子ども」
 - *第3分科会 「環境・公園管理・道路の植樹」
 - *第4分科会 「農業・公園利用活性化」
 - *第5分科会 「国際・交通・商店街・企業支援」

提案方式について

NPO協働提案推進事業におけるNPOからの提案方式は「テーマ提案」部門(県側からの提案)と「自由な提案」(NPOからの自由な提案)部門の2部門に分けています。「テーマ提案」部門とは県の各課所室における課題であり、NPOと協働して実施する事業としてふさわしいものと各課所室において判断された「テーマ」のまとまりのことです。いずれの部門についても事業にかかる委託費はNPO活動推進課からの執行委任となります。

「NPOと県との協働のための意見交換会」開催までの主な流れ





留 意 点

会場の確保について

全体会と5つの分科会をあらかじめ設定したため、その要件を満たす会場を早めに確保しました。

県から「テーマ」をより多く出してもらうための工夫について

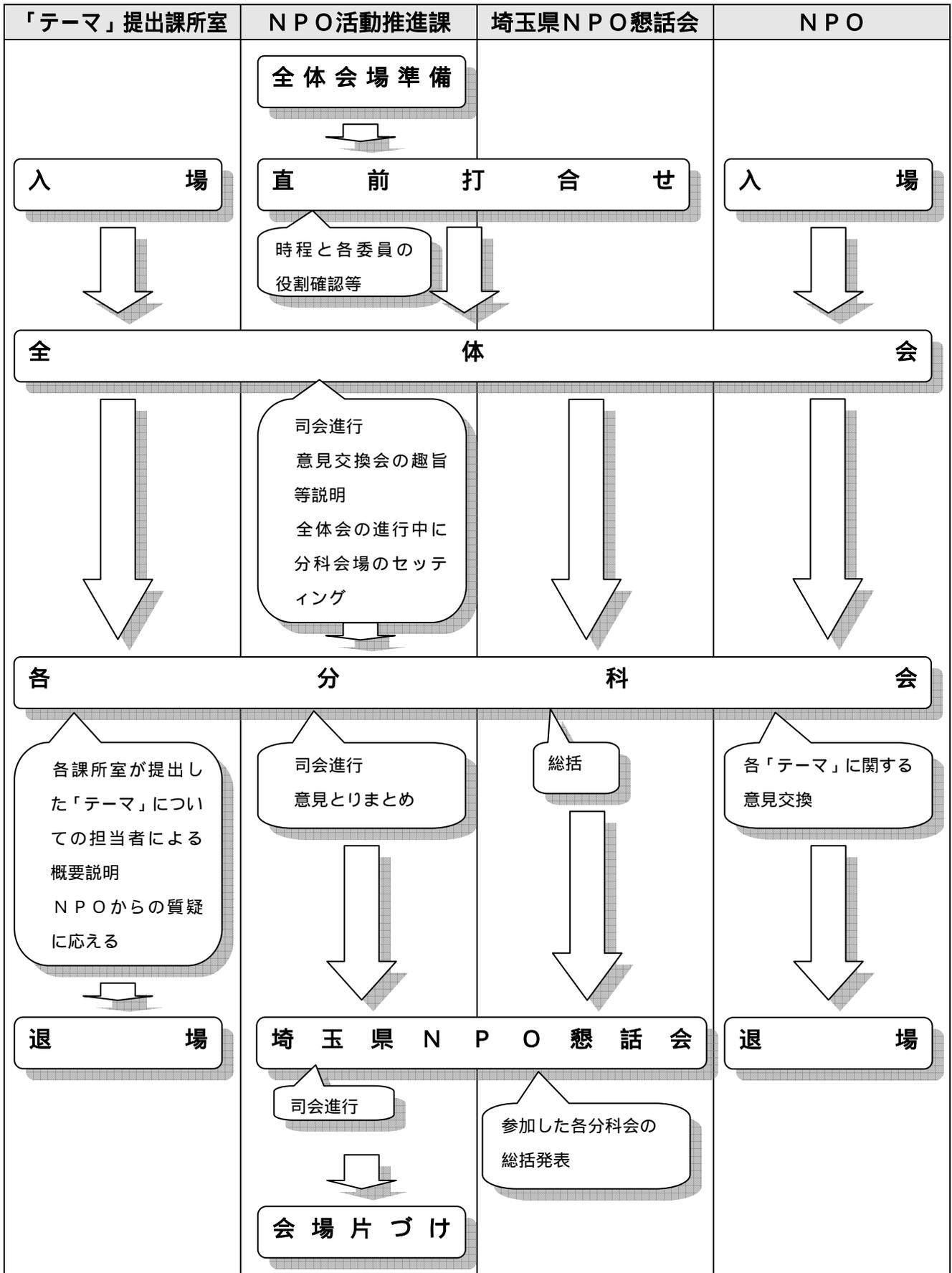
県からより多くの「テーマ」を出してもらうため、「テーマ」を募集する際には埼玉県以外の都道府県で実施している協働事業の具体例を示し、どのような種類の協働事業が他県のどのような課で実施されているのかを示しました。

NPO向け参加者募集のダイレクトメールについて

- ・意見交換会の趣旨（県から出された「テーマ」がNPOと県が協働して実施する事業としてふさわしいものかどうか）をNPO向けダイレクトメールにはっきりと示しました。
- ・参加を希望する分科会については、分科会を行う会場の規模的な問題もあるため、第2希望まで示してもらいました。

可能な限り、参加者人数の制限や希望分科会の変更調整はしないように心がけました。

「NPOと県との協働のための意見交換会」当日の主な流れ



分科会の運営の仕方について

「テーマ」1つにつき、下記の ~ の流れで実施しました。

「テーマ」を出した課所室の担当者が「テーマ」についての概要を説明する。
(10分)

その「テーマ」について、関連のあるNPOとの建設的な意見交換を行う。
(20分)

時間があれば、「テーマ」を越えた自由な意見交換を行う。

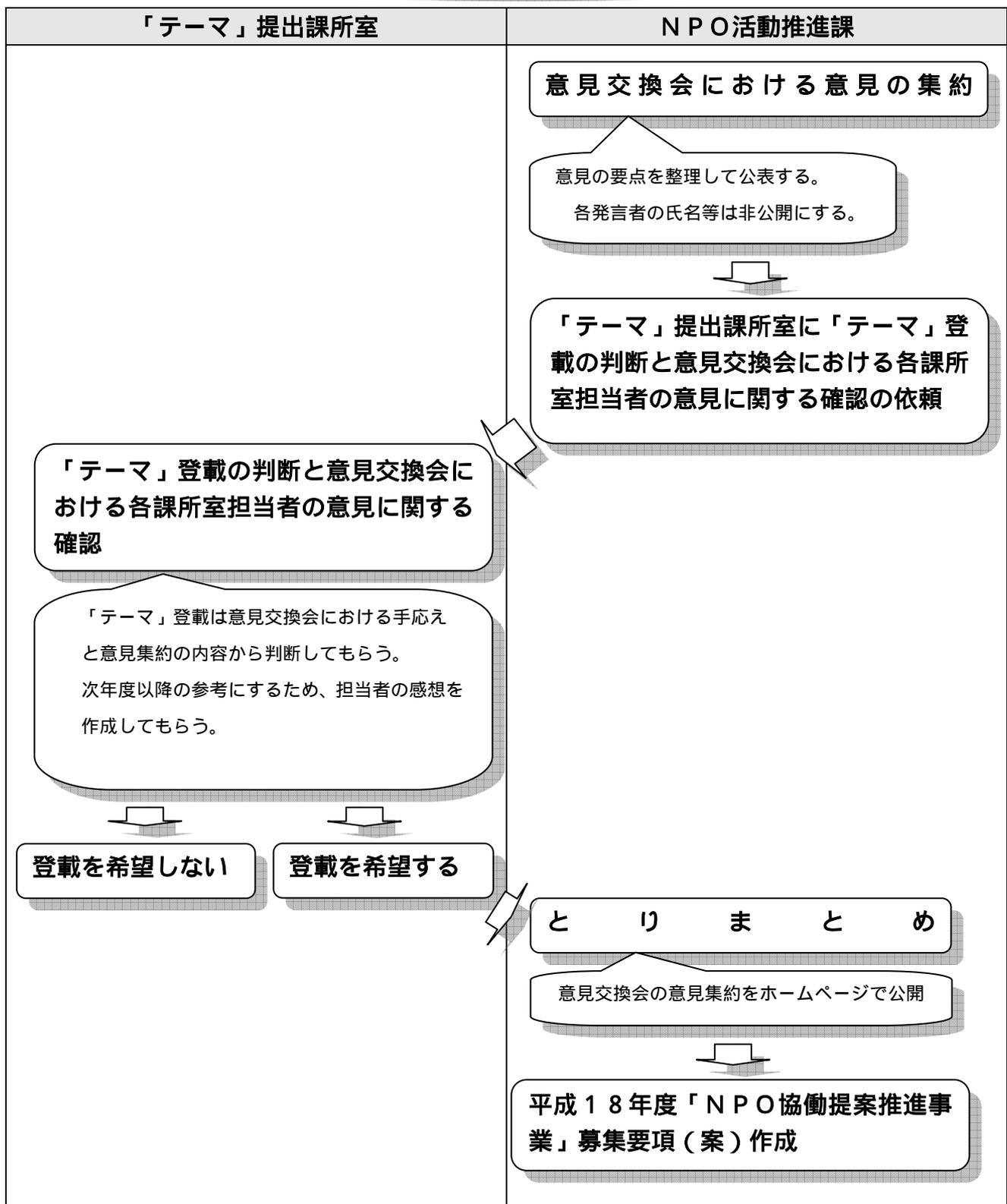
埼玉県NPO懇話会委員によるまとめを行ってもらう。
(5分)

複数テーマあるため、次の「テーマ」へ

意見交換実施の際に注意したことについて

- ・ 県の担当者には、NPOからの質問などに対し、所属している課所室のコメントとしてではなく、できる限り個人的な見解を述べてもらうように周知しました。
- ・ NPOの参加者へは本意見交換会が県から出された「テーマ」についての意見交換であり、NPOからの個別具体的な要求の場ではないということを周知しました。

平成18年度「NPO協働提案推進事業」募集要項への「テーマ」
 掲載までの主な流れ



留 意 点

それぞれの「テーマ」についてNPOから出された意見や埼玉県NPO懇話会委員からの講評は、集約してホームページ等で公開しました。

各特定非営利活動法人 代表者 様

埼玉県総務部NPO活動推進課長

「NPOと県との協働のための意見交換会」の開催について（お知らせ）

県政の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当課では、下記のとおり、「NPOと県との協働のための意見交換会」を開催します。

これは、NPO活動実践者と県職員が、県の施策やNPO活動の現状等について、直接意見交換を行うことにより、NPOと県との相互理解を図り、協働を推進しようとするために開催するものです。

また、当課では「NPOと県とが協働して行う事業（NPO協働提案推進事業）」を来年度も実施する予定ですが、この意見交換会はこれに連携するものです。皆様の御参加をお待ちしています。

なお、申込方法等、詳細は別紙1～3をご覧ください。

記

1 日時 平成18年2月14日（火） 13:30～16:00

2 場所 さいたま商工会議所会館

3 内容 全体会

分科会

- 「まちづくり」
- 「青少年・子ども」
- 「環境・公園管理・道路の植樹」
- 「農業・公園利用活性化」
- 「国際・交通・商店街・企業支援」

各分科会は10人～20人位で設定し、決められた時間内で意見交換がしやすいように配慮しました。また、各分科会のテーマには流動性をもたせました。

本意見交換会の趣旨をはっきりとさせる標記を心がけました。

分科会では、県がNPOと協働して解決していきたい地域の課題（別紙3）を中心に意見交換を行います。

4 定員 100人（申込順）

5 申込期限 月 日（ ）まで

6 その他 埼玉県NPO情報ステーションにも案内を掲載しています。

（アドレス：<http://www.saitamaken-npo.net/>）

会場の収容人数の関係上、このようにしました。

担当：推進担当 . . .

電話 048-830-2839

FAX 048-830-4751

「平成17年度NPOと行政との協働のための意見交換会」申込方法等

<p>日時</p>	<p>平成18年2月14日(火) 13:30~16:00</p>
<p>会場</p>	<p>さいたま商工会議所会館 第1・2ホール 浦和駅西口下車徒歩15分(駐車場はありません)</p>  <p>駐車場の有無を示しました。</p> <p>会場までの地図です。</p>
<p>内容</p>	<p>NPOと県との協働のための意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 ・分科会 第1分科会 「まちづくり」 第2分科会 「青少年・子ども」 第3分科会 「環境・公園管理・道路の植樹」 第4分科会 「農業・公園利用活性化」 第5分科会 「国際・交通・商店街・企業支援」
<p>対象</p>	<p>埼玉県内で活動するNPO</p>
<p>定員</p>	<p>100人(申込順) 原則として、1団体につき1人とします。</p>
<p>申込方法</p>	<p>参加申込書(別紙)にご記入の上、FAX又は郵送でお申込みください。 申込順での受付とします。お早めにお申込みください。 締切り:平成18年 月 日() 定員に達してご参加いただけないことや、ご希望の分科会にご参加いただけないことがあります。その場合には、こちらから電話でご連絡いたしますので、必ず電話番号をご記入ください。(ご希望どおりに参加いただける方には、ご連絡は致しません。)</p>
<p>問合せ</p>	<p>埼玉県総務部NPO活動推進課 担当: . . . 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL: 048-830-2839 FAX: 048-830-4751</p> <p>第2希望の分科会に移動を依頼する際の処置について示しました。</p>

別紙2

埼玉県総務部NPO活動推進課 行

(FAX 048-830-4751)

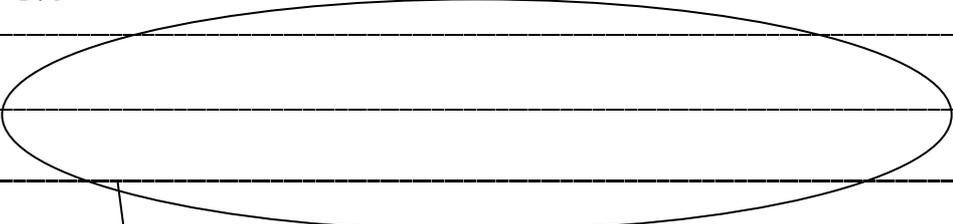
「平成17年度NPOと行政との協働のための意見交換会」参加申込書

団体名	
代表者氏名	
事務所の所在地	〒
参加者氏名	
電話番号	必ず連絡のとれる電話番号をご記入ください。 (日中・夜間等に分け、複数ご記入いただいても構いません。)
参加を希望する分科会	以下の5つから、第一希望及び第二希望を選んでご記入ください。 第一希望() 第二希望() 第1分科会「まちづくり」 第2分科会「青少年・子ども」 第3分科会「環境・公園管理・道路の植樹」 第4分科会「農業・公園利用活性化」 第5分科会「国際・交通・商店街・企業支援」
「テーマ」に関する意見 (参加を希望される分科会(第一希望)における「テーマ」(別紙3の)について)	「テーマ」名:
	ご意見:
その他	車椅子席の確保の必要がある場合などはご記入ください。 前もって、意見を考 えてもらうことと しました。

第2希望の分科会に移動を依頼する際にいち早く連絡をとるために必ず記入してもらいました。



会場規模の関係上、第2希望まで記入してもらいました。



個人情報の取扱については十分注意しました。

個人情報については、本事業以外の目的で使用することはありません。

分科会の「テーマ」等について

第1分科会:まちづくり

- 田園と都市が織り成す美しい景観づくりについて<県土づくり企画室>
- 宿場町復活プロジェクト<北本県土整備事務所>
- コンパクトシティの実現に向けた仕組みづくり<市街地整備課>
- 八潮南部西地区の安心・安全で快適な街並みづくり<八潮新都市建設事務所>

第2分科会:青少年・子ども

- 非行等からの立ち直り支援について<青少年課>
- 企業等との連携による新たな子育て支援サービスの提供について<子育て支援課>
- ニート就業支援<若年者就業支援室>
- 埼玉ふるさと野菜の絵本(児童書)作成<東松山農林振興センター>

第3分科会:環境・公園管理・道路の植樹

- 湧水の保全と活用<水環境課>
- 「魅(見)せる河川」推進プロジェクト<河川砂防課>
- 道路植樹帯における、樹種の選定、設置及び維持管理について<北本県土整備事務所>
- 県民との協働により公園づくり<公園課>
- NPOとの協働による公園管理<公園課>

第4分科会:農業・公園利用活性化

- 「農山村の魅力」資源の再発掘及びグリーン・ツーリズムの新たなビジネスモデルづくり<農山村魅力づくり室>
- 「埼玉自慢プロダクト」の運用管理<流通販売推進室>
- 秩父ミュージアムパーク活性化対策<公園課>

第5分科会:国際・交通・商店街・企業支援

- 多言語による外国人相談・情報提供を行う機関の連携強化<国際課>
- 地球環境に優しい「かしこいクルマの使い方」の推進<交通政策課>
- 商店街の空き店舗、公民館などを活用した、地域における映画上映会の普及・促進について<新産業育成課>
- 商店街活性化の支援<地域商工業支援課>
- 中小企業の経営革新計画づくりの支援について<創業・企業支援課>

NPOと県との協働のための意見交換会 分科会シナリオ（第 分科会）

目安：
司会

1 自己紹介

お待たせしました。

これから、分科会を始めます。

資料「NPOと県との協働のための意見交換会 分科会について」を御覧ください。

この分科会は、第 分科会「 . . . 」です。よろしいでしょうか。

それではまず、NPOの皆様には、席札を作ってください。

（司会が例を見せながら）このような形にして、団体名が皆様の目に入るように置いてください。

（若干時間をとる）

この分科会では、具体的な意見交換のテーマが 個あります。

時間も限られていますので、1テーマ 分を目安に、県からのテーマ説明と相互の意見交換を行っていききたいと思います。

そして、全てのテーマについて意見交換が終了した後に時間があれば、補足的な意見交換やテーマにとらわれない意見交換を行いたいと思います。

終了予定は 時 分です。途中退出は可能ですが、他の分科会への移動はできません。また、パンフレットにつきましてはこの場で配布することは控えていただき、空いている机の上をご利用ください。また、携帯電話については音が出ないように設定をしていただければと思います。

できるだけ多くの参加者が意見を出せるように、それぞれのご意見は簡潔にお願いいたします。

さきほど、全体会でお話ししましたように、この会は、施策を方向付けしたり、具体的な結論を導き出したりするものではありません。

NPOの皆さんと協働して事業を実施することで、より大きな成果が生み出せる可能性があるテーマを県の各課から提案させていただき、そのテーマに沿って、意見交換をすることで、協働の可能性を探っていくための場ですので、よろしくお願いします。

それではまず、この分科会でアドバイザーとして入っていただいているNPO懇話会委員の皆様を改めてご紹介いたします。

特定非営利活動法人 さんです。 委員よろしくお願いします。

（委員自己紹介）

ありがとうございました。

次に、本日、テーマ説明と意見交換のために出席している県職員につい

目安の時間を示しておきます。

分科会の確認をします。

ネームプレートを作成してもらいます。（A4の紙とペンは配布しておきます。）

机を用意しないで実施する場合は、バッジ形式のネームプレートを用意します。

参加者全員で配慮します。

意見交換会の趣旨を再確認してもらいます。

懇話会委員
委員

司会

ホームページによる意見交換会の意見集約の公表の仕方

テーマ	景観アクションプランに基づく、田園と都市が織り成す美しい景観づくりのための調査・検討について
担当課	県土づくり企画室 景観・まちづくり推進担当
テーマの概要等	<p>1 概要</p> <p>田園と都市が織り成す美しい景観づくりを進めるため、県は平成17年度末に景観アクションプランを策定し、平成18年度からプランに基づく景観施策を実施する。景観アクションプランでは、県民が主体となった景観形成の取り組みを促進するため、公益法人やNPOを景観法に基づく景観整備機構に指定する制度を活用するとしている。具体的には、地域住民などの民間活力を生かすため景観整備機構を活用し、</p> <p>景観重要建造物・樹木の活用、景観農業振興地域整備計画における農地の管理</p> <p>景観重要公共施設に関する事業への参画（以上「景観法」による）</p> <p>重要文化的景観の活用（「文化財保護法」による）</p> <p>等を進める必要がある。そこで、情報の提供、調査研究、コーディネート業務、行政施策との役割分担など、景観整備機構のあり方や具体的方策についてノウハウのあるNPOに調査・検討を委託し、協働したいと考えている。</p> <p>2 現状</p> <p>川越、深谷、行田など県内各地では、NPOが歴史的な建物と街並みの保全に取り組んでいる。</p> <p>3 課題・目的等</p> <p>NPOは、各地域に限定した活動を行っており、これらの活動をまとめる組織や仕組みが必要である。</p>
意見交換	<p>景観計画とこのテーマの関係性を教えてほしい。(NPO)</p> <p>景観法では、景観計画区域を指定することで、景観重要建造物等の指定ができるようになる。したがって、景観計画区域はできるだけ広く指定したい。そのために、市町村の協力も得て、景観資源の調査も実施した。景観計画の中身としては、規制誘導勧告制度で色やデザインの緩やかな規制ができる。来年度から進めていきたい。・・・</p> <p>アクションプランは一般的な話なのか。それとも具体的なものか。(NPO)</p> <p>アクションプランの中身は、県の景観に対するビジョン（構想）と行動計画を定めている。具体的な地域でのものは市町村で作っていただくものと考えている。広域的な景観については県で行うべきところもあり、盛り込んでいるところもある。</p> <p>具体的な地域の指定はあるのか？(NPO)</p> <p>行動計画の施策の一つに広域景観形成支援プロジェクトというものがあり、県庁内関係課や市町村、NPO等呼びかけていきたいと考えている。その情報を県で集約し、みなさんにテーマ設定のようなかたちで提示していきたいと考えている。(県土づくり企画室)</p> <p>景観法の景観計画区域の制度としては全県を指定したい。(県土づくり企画室)</p> <p>・・・</p>
(他のテーマの意見交換について)	
委員講評	<p>...</p> <p>本日のこういう場に出席している行政の人は、NPOに理解のある人である。行政にはNPOに関心のない人がおそらく90%以上いるだろう。今日ここに出席している人は、そういう人たちに説明する役割を持っている。行政の人が持つべきメンタリティや教養を考えたとき、出席している人に対しては、きついことも言うけれども、提案してくれたことに関しては、暖かく受け止めることも非常に大事である。(委員)</p> <p>各分科会の総括として、委員講評を公表しました。</p>

「テーマ」の概要について

NPO名は公表しませんでした。

各課所室名は公表しました。